

国立研究開発法人 科学技術振興機構 社会技術研究開発センター(RISTEX)
持続可能な多世代共創社会のデザイン研究開発領域における研究開発プロジェクト

「地域を持続可能にする公共資産経営の支援体制の構築」 プロジェクト共同研究に関する連携協定 締結式



日 時:平成29年1月12日(木) 午前11時30分から

場 所:長野市役所第一庁舎 5階 市長応接室

出席者:

○ プロジェクト研究代表者

前橋工科大学准教授 堤 洋樹 様

○ プロジェクトメンバー

特定非営利活動法人日本PEI・PPP協会 業務部長 寺沢 弘樹 様

日本管財株式会社 プロパティリスクマネジメント室 恒川 淳基 様

前橋工科大学 大学院生 堤研究室メンバー 秋葉 芳 様



2. 前橋工科大学 堤准教授の研究開発プロジェクト

2

■ 前橋工科大学工学部 堤 洋樹准教授(研究室)

応募
採択

茅井市民ワークショップのアドバイザー

科学技術振興機構

RISTEX 社会技術研究開発センター
Research Institute of Science and Technology for Society
～社会との協働が生む、社会のための物の実証～

戦略的創造研究推進事業

「地域を持続可能にする公共資産経営の支援体制の構築」プロジェクト

自治体職員が多世代の住民とともに地域生活の基盤である公共資産の望ましい姿を描き、実現させる支援の仕組みを構築する。

●研究代表者 堤准教授

●参画・協力者 早稲田大学 理工学術院、首都大学東京 都市環境学部、都市政策学部、特定非営利活動法人 日本PF・PPP協会、一般財団法人 建築保全センター 保全技術研究所第三研究部、前橋市 財務部、会津若松市 企画政策部、大山市 経営部 ほか

●研究期間 28年10月～3年間 研究開発費 約69,000千円

長野市へ共同研究協力依頼 市民ワークショップなどのフィールドを提供(経費負担無し)

2



連携協定書

長野市（以下「甲」という。）とR I S T E X研究開発プロジェクト「地域を持続可能にする公共資産経営の支援体制の構築」代表者 前橋工科大学准教授 堤洋樹（以下「乙」という。）は、次のとおり共同研究に関する連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が地域を持続可能にする公共資産経営の支援体制の構築の実現に向け相互に協力し、もって将来にわたり、多様な地域を支援するプラットフォームを構築することを目的とする。なお、本協定の内容は、社会技術研究開発センター（R I S T E X）・持続可能な多世代共創社会のデザイン研究開発領域の平成28年度採択研究開発プロジェクト「地域を持続可能にする公共資産経営の支援体制の構築（代表者 前橋工科大学准教授 堤洋樹）」の一環として実施する。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- （1）公共資産の老朽化や利用状況の評価等に関すること。
- （2）将来世代を見据えた公共資産経営の方向性の提示に関すること。
- （3）住民や議会も含めた合意形成に繋げていく手法の開発に関すること。
- （4）地域を持続可能にする公共資産経営の支援体制の構築に関すること。
- （5）その他地域社会の活性化・住民サービスの向上に関すること。

（甲の役割）

第3条 甲は、本協定の趣旨のもと、第2条に定める事項について乙と共同作業を行うとともに、住民参加等に必要な支援を行うものとする。また、乙が準備する住民参加型公共資産情報システムの活用を図るものとする。

（乙の役割）

第4条 乙は、本協定の趣旨のもと、第2条に定める事項について支援及び円滑な実施を図るものとする。この場合において、実施にかかる費用等については、原則として乙が負担するものとする。

（協定の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、甲及び乙が協議のうえ、本協定の変更を行うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、当該有効期間終了日の30日前までに、甲及び乙いずれからも解約の意思表示がないときは、

自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(守秘義務)

第7条 乙は、甲から提供された資料等について責任者を定めて管理し、第2条の第1号から第5号に掲げる事項に利用するものとする。この場合において、分析に直接従事する者及びそれを補助する者は、分析の期間中並びに期間終了後も、次に掲げるものについて特に秘密を保持するものとする。

ア 甲の資料等で個人情報に関わるもの

イ 甲が非開示の指定をしたもの

(成果の帰属)

第8条 甲が、分析の成果又はそれに基づいて作成する著作物の著作権は、甲に帰属するものとする。また、乙が、分析の成果又はそれに基づく研究成果を公表及び社会実装する際の著作権及び特許、住民参加型公共資産情報システムを構築及び活用する権利等は、乙に帰属するものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に関して疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 29 年 1 月 12 日

甲 長野市大字鶴賀緑町1613番地
長野市
代表者 長野市長 加藤久雄(署名)

乙 群馬県前橋市上佐鳥町 460 番地 1
R I S T E X 研究開発プロジェクト
「地域を持続可能にする公共資産経営の支援体制の構築」
代表者 前橋工科大学 准教授 堤洋樹(署名)